

の紹介等の諸形式により、内容、背景等について詳しく解説。)

○《特集》食料・農業・農村基本法（農林水産大臣官房企画室）

《インタビュー》国民の期待にこたえる農業施策の実現を 竹中美晴官房長一魚住りえ氏（日本テレビアナウンサー）他5件

イ 「フォト」(A4変形判、月2回発行。広く一般国民を対象とし、カラー写真、図解を主体とするビジュアル構成、大臣対談等により、各種政府施策を分かりやすく解説。)

○《対談》主張すべきは主張したWTO会議 玉沢農林水産大臣ー井上ひさし氏（作家）他6件

ウ 「日写フォトニュース」(壁写真新聞) (B2判、年20回発行。国及び地方公共団体、公営宿泊施設、公民館、JR主要駅等に掲出し、広く国民に対し、カラー写真、図解等を使って政府施策を分かりやすく解説。)

エ 「にっぽんNOW」(タブロイド判、年23回発行。主に都市地域の一般国民を対象に、政府の主要な広報テーマと暮らしに役立つ行政情報を新聞折込方式等で提供。)

○1999年昆明世界園芸博覧会への政府出店（農産園芸局果樹花き課花き対策室長 森本輝三）他3件

オ 「広報通信」(A4判、月1回発行。地方公共団体、民間団体等の広報誌に転載可能な形で、各種政府施策に関する広報記事その他の広報素材を提供。)

○〈告知板〉ごはん食は健康づくりの基本です（食糧庁業務流通課）他10件

カ 「官報資料版」(A4判、週1回発行。官報購読者及び広く有識者を対象に、各省庁の白書、統計調査結果等について、その内容を簡潔かつ分かりやすく紹介。)

○平成11年度農業観測（大臣官房調査課）他3件

キ 「Pacific Friend」(A4変形判、月1回発行。アジア・太平洋地域の人々を対象に、我が国の政府施策等をビジュアル等を交えながら分かりやすく解説。)

ク 「Look Japan」(A4変形判、月1回発行。世界各国の有識者層を対象に、日本に関する総合的な情報の提供等を行う。)

(4) 新聞・雑誌

ア 茨城県東海村の原子力施設での臨界事故を受けて、「茨城県産農林畜水産物に関するお知らせ」を読売新聞紙他3紙に掲載。他1件

イ 週刊誌等「シリーズ日本大事典」

○週間ダイアモンド他2誌に食料・農業・農村基本法の解説を掲載。

(5) その他の広報活動

電話ニュース及び電光板ニュースで「緑の募金へのお願い」を送出。

(6) 広聴活動

ア 世論調査

○平成11年7月8日から18日の間に全国20歳以上の3,000人を対象に、森林への親しみ他4項目について「森林と生活に関する世論調査」を実施。

イ 国政モニターからの随時報告

○随時報告のうち、回答を要するもの1件を処理し、他136件を関係部局に参考配布した。

第7節 農林水産祭

1 農林水産大臣賞の交付と天皇杯の授与

(農産等6部門)

(1) 農林水産大臣賞の交付

第38回農林水産祭参加表彰行事（10年8月1日から11年7月31日までの間）として、全国各地で開催された各種の品評会、共進会等は360行事であり、交付した農林水産大臣賞は581点であった。

(2) 天皇杯等の授与

農林水産大臣賞受賞の581点のうち、農産、園芸、畜産、蚕糸・地域特産、林産、水産の6部門で、特に優秀なものに天皇杯が授与され、それに次ぐものに対しては、内閣総理大臣賞及び日本農林漁業振興会会长賞の授与が行われた。

なお、その選賞は、農林水産祭中央審査委員会（会長：梶井功氏）において行われた。

2 農林水産大臣賞の交付と天皇杯等の授与

(むらづくり部門)

各地方農政局のむらづくり審査会等において、農林水産大臣賞に決定された16事例について、農林水産大臣賞を交付した。

また、各地方農政局のむらづくり審査会から天皇杯等の推薦のあった農林水産大臣賞7点の中から、特に優良なものについて天皇杯、それに次ぐものに対して内閣総理大臣賞及び日本農林漁業振興会会长賞が授与された。

3 農林水産祭中央行事

(1) 表彰式典等

「優秀農林水産業者表彰式典」は、勤労感謝の日の11月23日(火)10時40分～12時まで、明治神宮会館において

て、農林水産大臣賞受賞者、各界代表者及び中央・地方農林水産関係者など約1,100人が出席して開催され、玉沢農林水産大臣から天皇杯の授与を行うとともに、小淵内閣総理大臣から内閣総理大臣賞の授与が、また、玉沢農林水産大臣から日本農林漁業振興会会長賞の授与及び農林水産大臣賞受賞者597人に記念品の贈呈が行われた。

また、前日の11月22日(月)には、農林水産省講堂において、10時00分～12時00分まで、農林水産大臣賞受賞者ほか関係者約800名の参加のもとに本年度天皇杯受賞者の業績の紹介を行った後、「私の経営とむらのこれから」のテーマに基づき、農林水産省技術総括審議官をはじめ農林水産祭中央審査委員会会長等の学識経験者を交えパネルディスカッションが行われた。

(2) 収穫感謝の集い

11月23日(火)表彰式典に引き続き、12時10分～12時30分まで、式典出席者及び一般消費者代表などの参加のもと、本年の収穫に感謝し、農林水産業者の労をねぎらうとともに、農林水産業の発展を願う「収穫感謝の集い」が行われた。

(3) 天皇杯受賞者の天皇皇后両陛下拝謁と 皇居参観

平成12年1月21日(金)14時から天皇杯受賞者の方々が皇居に参内して、天皇皇后両陛下に受賞の御礼奏上をするとともに、業績の御説明を行った。

また、11月22日(月)13時30分から、農林水産大臣賞受賞者ほか関係者約900人は、皇居の宮殿及び皇居御苑(旧江戸城の本丸、二の丸等)を参観した。

(4) 実りのフェスティバル等

11月5日(金)から7日(日)の3日間、10時～17時まで(ただし、7日は15時まで)、江東区有明の東京国際展示場

西4ホールにおいて開催された。

開催に先立ち、オープニングセレモニーが行われ、高木農林水産事務次官の挨拶の後、同事務次官ほかによるテープカットが実施された。また、初日には、秋篠宮殿下、同妃殿下がご来場になり、天皇杯コーナー等を熱心にご視察された。

農林水産業啓発展では、天皇杯受賞者の業績を紹介する天皇杯コーナーや、天皇御即位10周年記念の両陛下と農林水産業のかかわりの写真展示のほか、「私達の食について考えよう!」をテーマに政府特別展示コーナーを設け、パネル等により、「健康に良い食料・食品」「日本型食生活の内容」「食品の機能を高める研究開発」「食品の表示の活用」などについて紹介し、都道府県農林水産特産物技術・経営普及展コーナーでは、全国各地で実用化されている特産物の技術を紹介し、消費者の方々の農林水産業への理解を深めた。

また、47都道府県による郷土の新鮮な農林水産物の展示・即売及び36農林水産関係団体による農林水産業・食料等についての啓発展示が行われた。

更に、一般消費者が新たに農業を始めようとする場合の相談に応じる「就農啓発コーナー」が設置されたほか、おなじみの「親子日曜大工教室」、「ポニー馬車の乗車体験」等の多彩な催しを行い、来場者の好評を得た。

開催3日間の来場者は、約6万5千人であった。

(5) 福祉施設への農林水産物の贈呈

実りの喜びを広く多くの人達にも分かち合うため、11月7日(日)21道県から提供された農林水産物を、(財)東京善意銀行を通じて、都内10カ所の福祉施設に贈呈した。

平成11年度(第38回)農林水産祭天皇杯等三賞受賞者

I 天皇杯等受賞者

1 天皇杯受賞者

部 門	出 品 財	受 賞 者		表 彰 行 事
		住 所	氏名等(年齢)	
農 産 経 営	(麦・大豆)	茨城県真壁郡大和村大字大國玉 2137	長島 義夫 (43才)	第48回全国農業コンクール
園 芸 経 営	(ぶどう)	岡山県浅口郡船穂町大字船穂 6942	浅野 弘 (59才)	第25回全国施設園芸共進会
畜 産 経 営	(酪 農)	北海道枝幸郡浜頓別町字宇曾丹	池田 邦雄 (47才)	第30回酪農経営発表コンクール
蚕 糸・産 物	長野県北佐久郡立科町大字芦田	青井 英治 (56才)	第50回長野県桑用人参共進会	
地 域 特 産 (薬用人参)	1272	徳オオコーチ (代表 黄瀬 稔)	第26回JAS製材品普及推進展示会	
林 産 物 (木 材)	三重県松坂市大黒田町472			

水産技術・ほ場 (漁業技術)	千葉県銚子市川口町2-6529-40	銚子市漁業協同組合小型底曳支所 (代表 伊藤政明)	第4回全国青年・女性漁業者交流大会
むらづくり 活動	秋田県山本郡峰浜村石川	石川郷中 (代表 米森誠一)	

2 内閣総理大臣賞受賞者

農産経営 (水稲)	滋賀県長浜市常喜町543	田中 傳造 (49才)	第37回優秀農家表彰
園芸経営 (おおば)	大分県大分市羽屋600-10	JA大分市大葉部会 (代表 江藤義隆)	第8回大分県野菜経営コンクール
畜産経営 (肉用牛)	沖縄県八重山郡竹富町字黒島 1499	島仲 治伸 (40才)	平成10年度全国優良畜産経営管理技術発表会
蚕糸・経営 地域特産 (茶)	奈良県添上郡月ヶ瀬村大字桃香 野2505	農事組合法人 グリーンウェーブ月ヶ瀬 (代表 久保田正剛)	第48回全国農業コンクール
林産経営 (林業)	和歌山県御坊市御坊85	堀河屋林業株 (代表 野村義夫)	全国林業経営推奨行事
水産産物 (節類)	鹿児島県枕崎市宮前町10	久保 義行 (64才)	第16回全国鰹節類品評会
むらづくり 活動	奈良県生駒郡三郷町信貴南畑	農業生産法人有 農業公園信貴山のどか村 (代表 森繁治)	

3 日本農林漁業振興会会长賞受賞者

農産産物 (みそ)	秋田県仙北郡角館町下新町27	株安藤商店 (代表 安藤恭藏)	第46回秋田県味噌醤油品評会
園芸経営 (グロリオサ)	高知県高知市仁井田3844	高知市農業協同組合 三里支所園芸部花き部会 (代表 澤田穎式)	第48回全国農業コンクール
畜産経営 (養鶏)	香川県木田郡三木町大字井上 822-1	農事組合法人 東山産業 (代表 志渡佳嗣)	第48回全国農業コンクール
蚕糸・経営 地域特産 (養蚕)	栃木県那須郡小川町大字小川 2068	那須南農業協同組合 小川養蚕部会 (代表 田代宗)	第32回関東地方繭生産性向上コンクール
林産技術・ほ場 (苗ほ)	岩手県二戸郡淨法寺町大字漆沢 字下沢50	大森 茂男 (47才)	平成10年度全国山林苗畑品評会
水産生活 (生活改善)	島根県隠岐郡五箇村大字久見 307	久見農水産加工グループ (代表 八幡タカ子)	平成10年度農山漁村高齢者対策 優良活動地域表彰（第3回）
むらづくり 活動	佐賀県佐賀市西与賀町	西与賀地域実践協議会 (代表 平山多喜男)	

II むらづくり部門 農林水産大臣賞受賞団体

平成11年度農林水産祭豊かなむらづくり部門農林水産大臣賞決定等事例一覧

(東北ブロック)

岩手 九戸郡種市町	大沢農村振興会
○秋田 山本郡峰浜村石川	石川郷中
山形 尾花沢市大字鶴子	鶴子花笠高原振興会
(関東ブロック)	
栃木 真岡市西沼	西沼むらづくり推進会
山梨 南都留郡河口湖町大石	河口湖ブルーベリー生産組合
○長野 南安曇郡堀金村旬の味 (北陸ブロック)	ほりがね物産センター組合

○新潟 南魚沼郡大和町今町 (東海ブロック)	今町ビレッジビジョン創りの会
○三重 四日市市水沢町宮妻 (近畿ブロック)	きららの里（宮妻町快適農村推進会）
○奈良 生駒郡三郷町信貴南畑 和歌山 日高郡南部川村 (中国・四国ブロック)	農業公園信貴山のどか村 梅の里源蔵塾
島根 篠山郡佐田町	橋波振興協議会
○徳島 板野郡板野町古城 愛媛 西条市飯岡 (九州ブロック)	古町農事研究会 飯盛会
福岡 直方市新入	新入地域農業農村活性化実行委員会
○佐賀 佐賀市西与賀	西与賀地域実践協議会
熊本 球磨郡球磨村毎床	毎床地区

○印は各ブロックの最優良事例である。

第8節 行政機構

1 総論

政府は行政機構及び定員の増加を一層抑制するとともに、既存の行政機構及び定員についても社会情勢に即応できる簡素で効率的な体制を確立することを重要な課題としている。

この基本方針は平成11年度予算編成においても反映された。すなわち、

- ① 各省庁の部局等及び特殊法人については、既存機構の合理化再編成によるものほか、新設は厳に抑制する。
- ② 国家公務員の定員管理については、第9次定員削減計画に基づき定員削減を着実に実施するとともに、真に必要とされる新規行政需要についても、極力振替によって対処して増員を厳に抑制することとし、国家公務員数の大幅な縮減を図る。

平成11年度の国の行政機構については、以上のような基本方針に沿って、行政需要の著しいものについていわゆるスクラップ・アンド・ビルト方式による機構の新設等が行われた。

2 機構等

(1) 農林水産省設置法の一部改正

ア 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）附則第34条による改正（平成11年4月1日施行）

動物検疫所の所掌事務に「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）による輸入動物に対する検査及びこ

れに基づく措置」が追加された。

イ 森林開発公団法の一部を改正する法律（平成11年法律第70号）附則第29条による改正（平成11年10月1日施行）

（ア）農用地整備公団が廃止され、その業務が森林開発公団に移管され、森林開発公団の名称が緑資源公団に改められた。

（イ）農林水産省及び林野庁の所掌事務に「緑資源公団の指導監督及び助成を行うこと。」が追加された。

（2）農林水産省組織令の一部改正

ア 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成11年政令第129号）附則第3条による改正（平成11年4月1日施行）

食糧庁計画流通部及び計画流通部貿易業務課の所掌事務における「主要食糧の輸出入の許可等に関すること。」が「主要食糧の輸入に係る納付金の徴収等に関すること。」に改められた。

イ 総理府本府組織令の一部を改正する政令（平成11年政令第191号）附則第3項による改正（平成11年6月23日施行）

総理府主管の食糧・農業・農村基本問題調査会が廃止されたことに伴い、大臣官房企画室の所掌事務における「食料・農業・農村基本問題調査会の庶務に關すること。」が廃止された。

ウ 食料・農業・農村政策審議会令（平成11年政令第230号）附則第3項による改正（平成11年7月16日施行）

本省に置かれていた「農政審議会」が廃止され、「食料・農業・農村政策審議会」が設置されたことに伴い、大臣官房企画室の所掌事務における「農

政審議会に關すること。」が「食料・農業・農村政策審議会に關すること。」に改められた。

エ 農林水産省組織令の一部を改正する政令（平成11年政令第286号）による改正（平成11年10月1日施行）

大臣官房協同組合検査部調整課の所掌事務に「都道府県知事の要請による協同組合検査の実施に關すること。」が追加された。

オ 森林開発公團法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に關する政令（平成11年政令第306号）第23条による改正（平成11年10月1日施行）

構造改善局の所掌事務における「農用地整備公團」の指導監督及び助成を行うこと、が廃止され、「緑資源公團が行う交換分合その他農用地及び農業用施設の整備に關すること。」が追加された。

カ 漁船損害等補償法施行令の一部を改正する政令（平成11年政令第307号）第5条による改正（平成11年10月1日施行）

水産庁漁政部の所掌事務に「任意保険」に關すること、が追加された。

キ 農林水産省組織令の一部を改正する政令（平成12年政令第1号）による改正（平成12年2月1日施行）

(ア) 関東農政局の位置が東京都から大宮市に変更された。

(イ) 関東農政局埼玉統計情報事務所に代えて、関東農政局東京統計情報事務所が設置された。

ク 農林水産省組織令の一部を改正する政令（平成12年政令第88号）による改正（平成12年3月31日施行）

松江食糧事務所が広島食糧事務所に、松山食糧事務所が高松食糧事務所に、大分食糧事務所が福岡食糧事務所にそれぞれ統合された。

(3) 農林水産省組織規程の一部改正

ア 農林水産省組織規程の一部を改正する省令（平成11年農林水産省令第20号）による改正（平成11年4月1日施行）

(ア) 本省内部部局関係

a 組織の改正等

(a) 農産園芸局の種苗課に審査室が新設され、総務課の首席審査官が廃止された。

(b) 廉産局の衛生課に国際衛生対策室が新設され、同課の国際衛生調整官が廃止された。

b 専門官の新設等

部局名	名 称	所 掌 事 務
経済局	組合金融企画官	農林中央金庫その他の農林水産省の所管に属する団体の行う金融業務に關する専門技術上の事項についての企画及び調査に関する事務
	農業協同組合調整官	農業協同組合に關し総合調整を要する事項についての調査及び連絡調整
	国際経済分析専門官	経済協力開発機構に關する事務のうち農林水産省の所掌に係る事項の経済分析に關する専門の事項についての企画、調整及び連絡調整に関する事務
構造改善局	かんがい排水事業調整官	かんがい排水事業の実施に係る事業管理に關する重要事項についての企画、調査、指導及び連絡調整
食品流通局	表示情報官	農林水産物、飲食料品及び油脂の表示に關する情報の収集、整理、分析及び提供に関する事務
	砂糖類調整官	砂糖類（砂糖、ぶどう糖及びでん粉並びにこれらの加工品である飲食料品をいう。）の需給及び流通に關する事項の企画、調査及び連絡調整に關する事務を総括
	(イ) 施設等機関関係	
	a 組織の改正等	
	(a) 横浜農林水産消費技術センターの次長が廃止された。	
	(b) 動物検疫所に精密検査部が、同部に危険度分析課が新設され、検疫部から微生物検査課及び病理理化学検査課が移管された。	
	(c) 家畜改良センターの技術部に生産衛生課が新設され、新冠牧場の家畜管理官が廃止された。	
	b 専門官の新設等	
部局名	名 称	所 掌 事 務
家畜改良センター	營繕専門官	營繕工事に關する専門技術上の事項についての調査及び指導並びに營繕工事の設計及びその施工の監督に關する事務
	(ウ) 地方支分部局関係	

	部局名	名 称	所 掌 事 務
a 組織の改正等	大臣官房	地球環境専門官	農林水産省の所管行政に係る地球環境の保全に関する事項についての企画、調査及び連絡調整に関する事務
(a) 北陸農政局生産流通部畜産課に畜産環境対策官が新設された。			
(b) 東北農政局生産流通部企業流通課に消費者行政専門官が新設された。			
(c) 各事務所、事業所の組織改廃に伴う所要の規定の整備が行われた。	構造改善局	農業経営専門官	農業経営の改善に関する専門の事項についての企画、調査、連絡調整及び指導に関する事務
b 専門官の新設等			
部局名 名 称 所 掌 事 務			
岡山南部農工務官 命を受けて、岡山南部農業水利事業建設所のうち工事の施工に関する指導監督及び連絡調整		事業評価専門官	土地改良事業計画に関する専門の事項についての情報の収集、分析、評価、指導及び連絡調整に関する事務
(エ) 食糧庁関係 食糧庁総務部総務課の国際協力企画官が廃止された。	畜産局	畜産環境専門官	畜産の環境に関する専門技術上の事項についての企画、調査、連絡調整及び指導に関する事務
(オ) 水産庁関係			
a 組織の改正等 九州漁業調整事務所の漁港駐在官が廃止された。		(イ) 地方支分部局	各事務所、事業所の組織改廃に伴い、所要の規定の整備が行われた。
b 専門官の新設等			
部局名 名 称 所 掌 事 務			
水産庁 取締訓練専門官 漁業の取締りに関する教育及び訓練の専門の事項についての企画、調査及び連絡調整に関する事務		(ウ) 林野庁関係	林野庁指導部基盤整備課の基盤整備管理官が廃止された。
イ 商品取引所法施行規則の一部を改正する省令(農林水産省、通商産業省令第3号)附則第2条による改正(平成11年4月1日施行)		a 組織の改正等	
食品流通局総務課及び地方農政局の商品取引所検査官の所掌事務のうち「商品取引員協会」の業務及び会計の検査を行う、が「商品先物取引協会」の業務及び会計の検査を行う、に改められた。		b 専門官の新設等	
ウ 農林水産省組織規程の一部を改正する省令(平成11年農林水産省令第35号)による改正(平成11年6月1日施行)	部局名 名 称 所 掌 事 務		
豊川総合用水農業水利事務所の廃止に伴い、所要の規定の整備が行われた。	林野庁 森林調査技術専門官	森林資源の調査に関する専門技術上の事項についての企画、調査、連絡調整及び指導に関する事務	
エ 農林水産省組織規程の一部を改正する省令(平成11年農林水産省令第59号)による改正(平成11年10月1日施行)			
(ア) 内部部局関係		(エ) 水産庁内部部局関係	
a 組織の改正等		a 組織の改正等	
大臣官房協同組合検査部調整課に協同組合検査官が新設された。		漁政部漁政課保険業務室の所掌事務のうち「漁船保険組合の行う保険事業、漁船保険中央会の行う再保険事業、漁業共済組合の行う漁業共済事業、漁業共済組合連合会の行う漁業再共済事業及び農林漁業信用基金の行う漁業災害補償に関する資金の貸付け等の事業の指導監督及び助成を行うこと。」が「漁船保険組合、漁船保険中央会、漁業共済組合、漁業共済組合連合会及び農林漁業信用基金(漁業災害補償に関するものに限る。)の指導監督及び助成を行うこと。」に改められた。	
b 専門官の新設等		b 専門官の新設等	
	部局名 名 称 所 掌 事 務		
	水産庁 漁船保険指導官	漁船損害等補償に関する専門技術上の事項についての	

指導及び調査に関する事務			
(オ) 水産庁地方支分部局			
a 専門官の新設等			
部局名 名称 所掌事務			
漁業調整事務所 上席漁業監督指導官の所掌に係る指導、及び同指導に関する事務を総括			
(新潟・境港)			
オ 農林水産省組織規程の一部を改正する省令（平成12年農林水産省令第1号）による改正（平成12年2月1日施行）			
(ア) 東京肥飼料検査所及び東京農林水産消費技術センターの位置が東京都から大宮市に変更された。			
(イ) 関東農政局埼玉統計情報事務所に代えて、関東農政局東京統計情報事務所を置くことに伴い、所要の規定の整備が行われた。			
カ 農林水産省組織規程の一部を改正する省令（農林水産省令第29号）による改正（平成12年3月31日施行）			
松江食糧事務所が広島食糧事務所に、松山食糧事務所が高松食糧事務所に、大分食糧事務所が福岡食糧事務所にそれぞれ統合されたことに伴い、その内部組織を再編成するとともに所要の規定の整備が行われた。			

(4) 農林水産省告示による改正

ア 植物防疫所の出張所が廃止された。 (平成11年4月1日農林水産省告示第541号)
イ さけ・ます資源管理センターの事業所が廃止された。 (平成11年4月1日農林水産省告示第542号)

3 定 員

(1) 定員の増員状況

第9次定員削減計画の第3次分が実施された。一方、定員増については、総定員増加の抑制という厳しい状況の下にあるにもかかわらず、農林水産省においては59人の新規増が認められたほか、内部振替による増減が行われた。

定員の増減の内容は次のとおりである。

ア 行政機関職員定員令第1条定員

区 分	改正前	改正後	差引増減
本 省	21,984人	21,818人	△ 166人
食糧庁	10,425人	10,210人	△ 215人
林野庁	1,412人	1,403人	△ 9人
水産庁	2,082人	2,072人	△ 10人
計	35,903人	35,503人	△ 400人

イ 行政機関職員定員令第3条定員

区 分	改正前	改正後	差引増減
林野庁	7,934人	7,284人	△ 650人
計	7,934人	7,284人	△ 650人
ウ 沖縄特措法政令定員			
区 分	改正前	改正後	差引増減
本 省	130人	129人	△1人
食糧庁	49人	49人	0人
林野庁	2人	2人	0人
水産庁	23人	23人	0人
計	204人	203人	△1人

(2) 定員関係法令の改正

前記(1)の定員増減等のため平成11年度における定員関係法令の改正は次のとおり行われた。

- ア 行政機関職員定員令及び沖縄の復帰に伴う行政機関の職員の定員に関する法律の適用の特別措置に関する政令の一部を改正する政令（平成11年政令第83号）
- イ 農林水産省定員規則の一部を改正する省令（平成11年農林水産省令第21号）
- ウ 農林水産省定員規程の一部を改正する訓令（平成11年4月1日農林水産省訓令第19号）

第9節 農業観測及び統計分析

1 農業観測

「農業観測」は、農業生産者や関係者に対して、食料経済及び農業経済の動向、農産物及び農業生産資材等の需給並びに価格の見通しに関する情報を提供し、農産物の生産、出荷及び資材購入等の合理的な計画の樹立に資することを目的として、27年度から実施しているもので、現在は、年度当初に本観測を、その後適期に補足見通しを作成、公表している。

(1) 11年度農業観測（本観測）は、平成11年2月10日に開催された農林水産統計観測審議会農業観測部会によって決定された実施計画に基づき、食料経済及び農業経済、主要農産物、農業資材及び海外の主要穀物の需給、価格に関する年度間の見通しについて、5月28日に開催の農林水産統計観測審議会農業観測部会に農林水産大臣から諮問し、同日答申を得て6月11日に公表した。

(2) 補足見通しは、年度見通しを補足するため8月から12月の間に品目毎に適期に作成し、公表した。

2 統計分析

(1) 食料需給表

「食料需給表」は、FAO（国際連合食糧農業機関）の食料需給表作成の手引に準拠して、毎年度作成しているものである。

この表は我が国で供給される食料の生産から最終消費に至るまでの総量及び純食料（可食部分）の国民1人当たりの数量・栄養量をとりまとめたものであり、食料需給の全般的動向、栄養量の水準とその構成、食料消費構造の変化などを把握するのに活用されている。

平成10年度の数値（速報）については、平成11年12月27日に公表したが、主な内容は次のとおりである。

国民1人・1年当たり供給純食料については、米は食生活が多様化する中で、減少傾向で推移しており、10年度の前年度比（以下同じ）2.2%減（1.5kg減）の65.2kgとなった。また、小麦は、0.6%減（0.2kg減）の32.2kgとなった。

その他の品目については、いも類、でん粉、肉類が増加し、野菜、果実、鶏卵、牛乳・乳製品、魚介類、砂糖類、油脂類が減少した。

国民1人・1日当たり供給熱量は、1.9%減（48.9kcal減）の2,570.2kcalとなった。

国民1人・1日当たり供給たんぱく質は、近年増加傾向で推移していたが、10年度は前年度同様低下し、1.6%減（1.4g減）の85.9gとなった。

国民1人・1日当たり供給脂質は、近年増加傾向で推移していたが、平成10年度は肉類が増加したものの、その他の品目については横ばいないし減少したことから、1.8%減（1.5g減）の82.3gとなった。

この結果、たんぱく質、脂質、炭水化物による供給熱量の割合（PFC供給熱量比率）は、それぞれ13.4%、28.8%、57.8%となり、脂質（F）が変わらないものの、たんぱく質（P）が上昇し、炭水化物（C）が低下した。

(2) 農業・食料関連産業の経済計算

「農業・食料関連産業の経済計算」は、「産業連関表」や「国民経済計算」に準拠した手法により、食料供給に関する各種産業の経済活動と国民経済とのかかわりを、数量的に把握しているものであり、この経済計算は①農・漁業及び食料関連作業の生産活動の結果を国民経済計算の概念で把握した「農業・食料関連産業の経済計算」、②農業部門の生産と投資を捉えた「農業の経済計算」等から構成されている。

平成10年度結果は平成12年7月25日に公表したが、主な内容は次のとおりである。

農業・食料関連産業の国内総生産は55兆7,505億円で、前年度に比べ0.3%減少した。これを産業別にみると、農業、関連投資等が増加したものの、漁業、飲食店等が減少した。

なお、農業・食料関連産業の国内総生産は、全産業の国内総生産（GDP）の11.2%を占めている。

3 産業連関表

産業連関表は、国あるいは一定地域において1年間に行われた財貨・サービスの産業相互間取引を一覧表に表したものである。全国を範囲とする産業連関表は、総務省、農林水産省をはじめとする関係11省庁の共同作業により、5年ごとに作成している。

平成11年度は、「平成7年産業連関表」の基本方針に従い、関係11省庁が共同して昭和60年－平成2年－7年接続産業連関表の作成作業を行い、平成12年5月に公表した。

第10節 協同組合検査

1 協同組合検査の趣旨

農業協同組合、森林組合、水産業協同組合等の協同組合系統組織については、他業態との競争の激化、金融自由化の進展等、厳しい経営環境に置かれる中、組合員の負託に応え、将来にわたって、農林水産物の生産・流通や農山漁村の活性化といった役割を適切に果たしていくためには、その自助努力と相まって、行政府検査の的確な実施を通じて経営の健全性を確保することが必要である。

2 平成11年度の検査方針

農林水産省においては、平成11年度に、次のような方針により公正かつ効率的な検査を実施した。

ア 検査周期

信用事業又は共済事業を行う協同組合系統組織については年1回の実施。また、それ以外の系統組織等については、原則として2～3年に1回の検査周期を確保しつつ検査実施率の向上を図る。

イ 検査の実施に当たっての留意点

(ア) 部分検査、事後確認検査等の活用、都道府県知事から要請があった場合の要請検査の実施、都道府県との連携検査の積極的な推進等

(イ) 中央会等が実施する監査士監査結果の活用と当該監査の実施時期に対する配意

ウ 検査重点項目

(ア) 信用事業

- a 早期是正措置制度の下での資産査定の正確性及び決算処理の適正性
- b 子会社等との連結状況の適切性 等
- (イ) 共済事業
 - a ソルベンシー・マージン基準の実施への対応
 - b 適切な契約推進と支払査定関連業務の適正性
- (ウ) 各事業共通
 - a コンピュータ西暦2000年問題への対応状況
 - b ルールの遵守状況、リスク管理の状況
 - c 業務執行体制の整備、内部けん制機能の強化
 - d ディスクロージャーの推進
 - e 毒物、劇物等保管・管理の徹底 等

3 検査体制の強化等

検査方針に即して的確な検査を実施するため、検査体制を強化するとともに、検査官、都道府県検査担当職員等に対する研修を実施することにより検査技術等の向上を図った。

ア 検査官の人員（11年度末）

本 省 57人（10年度末50人）

地方農政局 52人（10年度末46人）

（沖縄総合事務局2人を含む。）

イ 研修実績

	期間	人数
・協同組合検査職員（基礎）研修	2週間	152名
・協同組合検査職員（実務）研修	2週間	103名
・協同組合検査職員（中堅）研修	2週間	69名
・協同組合検査職員（高等）研修	1週間	70名
・協同組合金融・証券業務検査 技術研修	1週間	91名

4 検査の実績等

11年度の農林水産省の検査における指摘事項としては例えれば次のようなものがあり、また検査実績は表4のとおりである。

ア 内部けん制体制の強化

イ 適切な自己査定の実施、貸出審査業務・有価証券運用の適正化、債権の保全・管理・回収

ウ コンピュータ西暦2000年問題への的確な対応

エ 合併等組織整備への対応強化

オ 財務基盤の強化、部門収支の改善

カ ディスクロージャーの推進

キ 毒物、劇物等の保管・管理の徹底

表4 協同組合検査実績

対象機関数	検査実施組合	実施率	延日数	延人日
農協連合会等	297	143	48.1	1,237
森林組合連合会	48	19	39.6	170
水産業協同組合	103	50	48.5	330
農業信用基金協会	47	22	46.8	122
漁業信用基金協会	44	7	15.9	30
合 計	539	241	44.7	1,889
				7,285

